

第19回教育委員会定例会 案件表

○日 時

令和4年10月7日(金) 午前10時00分から

○議 題

1 陳 情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める
陳情書〔継続審議〕

2 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
(2) 令和4年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

3 報 告

(1) 教育長報告

- | | |
|---------------------------------|-------|
| ① 令和4年第三回練馬区議会定例会における一般質問要旨について | (資料1) |
| ② 令和5年度学校用務業務民間委託について | (資料2) |
| ③ 令和5年度学校給食調理業務民間委託について | (資料3) |
| ④ 練馬区立保育所運営業務委託事業者の決定について | (資料4) |
| ⑤ その他 | |

令和 4 年第三回練馬区議会定例会 一般質問要旨【教育委員会関係】

教育について 1

【質問】

文部科学省は、全国の小中学校などで教員が子供たちの指導にあたり配慮すべき内容を網羅する手引書である「生徒指導提要」の改訂を12年ぶりに進めている。今回の「生徒指導提要」の改訂の背景と、区教育委員会の基本的な考えを伺う。

生徒指導提要の改訂では、課題のある校則の解消に向けた記述が、充実させるべき優先事項の一つとなった。校則の改定に向けて児童生徒が主体的に考え、教育活動を進めるべきである。所見を伺う。

生徒指導提要の改訂では、性の多様性についても初めて盛り込まれる。性に関する課題が明確に位置付けられたことは大きな意義があると考えますが、所見を伺う。

また、小中学生など他人に語ることでできない子供たちが自身を理解するためのポスターの制作掲示や、子供の電話による教育相談にも自身のセクシュアリティについて相談できることを周知するなど、更なる支援を進めていただきたいと考える。所見を伺う。

【答弁】

生徒指導提要とは、国が作成するもので、生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等を時代の変化に即して、学校・教職員向けにまとめた手引き書である。いじめの重大事態・暴力行為、不登校や自殺者数が増加傾向にあるなど、生徒指導に関する課題は深刻化していることから、国は生徒指導提要を改訂することとし、先月、案が示され、今月中に改訂版が公開される予定である。

教育委員会としては、改訂生徒指導提要に基づき、児童生徒の個性を見出し、良さや可能性の伸長を支え、社会の中で自己実現を果たしていく生徒指導を進めるよう学校に働きかけていく。

校則について、区は、児童生徒や保護者から意見を収集したり、児童生徒が議論を行う場を設定したりするなどして、定期的に校則を見直すよう全区立小中学校に指示している。各学校はホームページで、校則を公開している。

今後は、改訂生徒指導提要の考えに基づいて、児童生徒が一層主体的に校則の見直しに関われるよう、検討を行っていく。

性の課題については、改訂生徒指導提要において新たに「性的マイノリティ」や「性犯罪・性暴力」等が取り上げられる。

区は、男女共同参画情報誌「MOVE」中学生向け特別号を、本年4月に全区立中学校生徒に配布した。特別号では、LGBTなどについて取り上げ、相談窓口も案内している。引き続き、児童生徒への効果的な啓発について検討していく。

教育委員会では、改訂生徒指導提要に基づいて、これらの課題およびその対応について教員が十分に理解を深められるよう取り組んでいく。

教育について 2

【質問】

生徒会を通じて、学校生活や校則について、生徒自身が決める事ができる範囲を拡大していくことで、学校生活を通じて、民主主義の在り方を体感する事が可能になると思う。日常の学校生活において、主権者教育を取り入れる事は可能か、所見を伺う。

【答弁】

各学校では、学習指導要領に則り、社会科や道徳科などの授業を通して主権者教育を実

施している。また、児童会・生徒会活動や学級活動などで、学校生活上の諸問題や学校行事の計画・運営について、子供たちが話し合いを通じて合意形成を図ったり、意思決定したりするなど、民主的に物事を解決する方法を体験的に学んでいる。

校則については、必要に応じて教育委員会から、児童会・生徒会等の機会を通じて意見収集を行い、見直しを進めるよう通知しており、各学校では、生徒総会や学級会などで校則の内容について話し合う活動を進めている。

教育について3

【質問】

STEAM教育とは、Science (科学)、Technology (技術)、Engineering (工学・ものづくり)、Art (芸術・リベラルアーツ)、Mathematics (数学)の5つの単語の頭文字を組み合わせた造語である。STEM教育にArtが加わったこれら5つの領域を横断的に学び、子供たちがそれらを応用し想像力や創造的な方法によって問題解決を図ることができる、IT社会に通用していくための人材育成に力を入れる教育方針である。新学習指導要領において、中等教育学校から文部科学省を含む政府推進の下、STEAM教育が始まっている。

STEAMの「A」の芸術やリベラルアーツについては、海外に比べてかなり遅れをとっているため、日本では「STEAM教育」を推進しようとしている。区には日本大学芸術学部や武蔵野音楽大学があり、芸術教育の環境が整っている。芸術系の大学とコラボをしたSTEAM教育は区の資源を活かした教育になると考えるが、区の所見を伺う。また、STEAM教育の現状や課題について、区の見解を伺う。

区内小中学校において、一人一台タブレットパソコンが配備されたが、特に読み書きに困難のある学習障害の児童生徒にはICT機器等の活用が効果的な支援の一つとして考えられている。ICTを活用した個別指導のためのデジタル教材の確保は必要だと考えられるが、区の所見を伺う。

【答弁】

STEAM教育とは、「各教科での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教育」であり、令和3年の中央教育審議会答申では、高等学校で重点的に取り組むべきものと示されている。また、その土台として、小中学校段階においては、教科横断的な学習や探究的な学習の充実に努めることが重要であるとされ、各小中学校では、総合的な学習の時間などで取組を進めている。

教科横断的に探究的な学びを深めるには、教科間のつながりを意識した指導計画を作成したり、児童生徒の興味・関心を引き出したりする教員の指導力向上が課題となる。子供たちが各教科等で育まれた力を総合的に一層活用できるよう、校内研究会や教育委員会が主催する研修会等の更なる充実に図り、教員の指導力を高めるとともに、芸術系の大学との連携についても今後検討していく。

練馬区教育・子育て大綱では、重点施策のひとつに「障害のある子どもたちなどへの支援」を掲げている。学校では、電子黒板や実物投影機を活用し、教材の拡大掲示や、写真や動画等を用いて視覚的に分かりやすい資料を掲示するなど、障害の特性に応じた授業を実施している。

文字の読み書きに困難を抱える児童生徒の学びをサポートするうえで、タブレットパソコンを活用することは有効な手段である。現在、背景色や文字色を変更する機能、音声を読み上げる機能等を有するデジタル教材を試験的に導入し、使いやすさや必要な通信環境を検証している。今後、検証結果を踏まえ、全校導入に向けて準備を進めていく。

英語スピーキングテストについて

【質問】

2023年度都立高校入学者選抜から英語のスピーキングテスト「ESAT-J」が導入される。

運営主体は東京都、実施は民間事業者である。都内全公立中学校3年生約8万人を対象とし、都立高校の受験を希望しない生徒も対象である。受験制度を利用して生徒の個人情報が見られないこと、配慮が必要な生徒への特別措置など、細かい対応が公表されるたびに問題点が明らかになった。テストを受験しなかった生徒と受験した生徒の得点が逆転してしまうケースも起こりうる採点方法は、合否を分ける入試の制度として成り立たない。生徒や保護者への丁寧な説明もなく、他自治体ではよくわからないまま申し込みを促されている、という事例も聞いている。区教育委員会は、都からどこまで具体的な説明を受けているのか。また、それに対して何も疑問を持っていないのか、考えを伺う。

全ての子供の学ぶ権利が保障されるべき公立学校の受験において、公平公正さを欠くスピーキングテストの導入は反対である。都に中止を求めるべきだが、区を考えを伺う。

【答弁】

都が実施する英語スピーキングテストは、中学校で身に付けた「話す力」を客観的に評価するとともに、生徒の高校における学習につなぎ、中学校と高校における英語指導の充実を図ることを目的としている。11月に実施するスピーキングテストの結果を調査書に記載することで、2月に行われる学力試験の得点と合わせて都立高校入試に活用するものである。

都は、平成30年度に入試にスピーキング技能の評価を導入するための検討委員会を立ち上げ、令和元年度から3年度にはプレテストを行うなど、本格実施に向けた検証を積み重ねてきた。実施に当たっては、配慮が必要な生徒に対応するために、解答時間の延長や別室受験、点字版や拡大版の問題冊子の提供、漢字にルビをふる等の特別措置を行う。また、コロナ感染等のやむを得ない事情によりスピーキングテストを受けることができない生徒に対しても、2月に行われる入試の得点を踏まえ、当該生徒が不利にならないように取り扱うこととするなど、区教育委員会は、具体的な説明を受けている。

個人情報については、都と実施事業者の協定に基づき、必要な目的にのみ使用され、テスト終了後は東京都個人情報の保護に関する条例等の法令に従い、適切に削除することとされている。

英語の「読む」「書く」「聞く」という3技能だけでなく、生徒が身に付けた「話す」力についても適正に評価するために、入試においてスピーキングテストを導入することは必要な取組であると考えている。区として英語スピーキングテストの実施について中止を求める考えはない。

学校の改築について

【質問】

大泉第二小学校は、児童生徒数の増加により教室余剰がなく、特色ある授業が展開できていないことや体育館が2階に位置し、避難拠点を運営する上でも支障となることなど、複合的に課題を抱えていることを指摘してきた。こうした観点から、仮に躯体に問題がなかったとしても、施設の長寿命化には適さないと考える。大泉第二小学校を早期に改築することを改めて求めるが、区の所見を伺う。

【答弁】

公共施設等総合管理計画実施計画では、長寿命化に適する学校についても、躯体状況に加え、児童生徒数の動向、避難拠点を運営する上での課題なども総合的に考慮し、長寿命化または改築を決定することとしている。

今年度、大泉第二小学校を含む、体育館が2階以上に設置されていて、長寿命化に適する築50年以上の8校について、シミュレーションを実施している。児童生徒数の推移に基づく校舎の規模、校地面積や土地の形状を踏まえ、体育館を1階に移すことが可能か、詳細な検討を行う。この結果に基づき、最適な手法を検討していく。

不登校対策について

【質問】

区の不登校児童生徒がどれくらい民間団体・民間施設のフリースクールに通っているか把握しているか。また、区では、フリースクールの運営団体と連携会議を実施しているが、どのようなことを行っているのか伺う。

連携会議を通じ、どのように学校や教育関係機関と民間施設・民間団体のフリースクール等が相互理解を深め、連携強化を図るのか、今後の方向性や考えを伺う。

【答弁】

フリースクールは、不登校児童生徒に対して、学習活動や教育相談、体験活動などを行っている民間の施設のことである。その規模や活動内容は多種多様であり、民間の自主性や主体性の下に設置され、運営されている。

教育委員会の調査では、今年度、区立小中学校に在籍している児童生徒のうち、フリースクールに通所している児童生徒は、44名である。

原因が複雑多岐にわたる不登校の児童生徒への対応には、こうしたフリースクールなどを運営する民間事業者との連携が有効と考えており、運営事業者と連携会議を実施している。今年5月には、13事業者と特徴ある支援プログラムの情報交換や運営上の課題などの他、学校との連携強化に向けた課題についても、意見交換を行った。

令和3年度から2か年で実施している不登校実態調査の一環として、フリースクールなどへの調査も今年度実施したところである。調査結果の分析を活用して、今後もフリースクール等の民間事業者との連携を強化し、不登校児童生徒への支援の充実に努めていく。

教育施策について

【質問】

区内の小中学校のタブレット端末の使用状況について、全国学力テストのアンケート結果から、端末の使用状況は地域や学校で差がある事がわかってきた。区内の学校の端末使用状況は把握しているか。また、タブレット導入により教師に過度な負担を生んでいないか実態を把握しているか。現場では、一人一台端末の効果的活用について模索が続いているかと思う。質を求めて慎重になるよりは、試行錯誤、創意工夫しながらも、使用する量を担保することが大切ではないか。所見を伺う。

誰でも安心して義務教育を受けられる体制を確保していくために、全ての保護者が負担する費用を無償に近づける事が必要ではないかと思う。授業で頻繁に利用するものなどは私費負担でも仕方ない面もあるが、算数の教材セットなど年に数回使うものなどは、学校の備品として公費で購入し共有して利用する事やリユースする取組は可能か、所見を伺う。

学校指定品の購入、着用、具体的には制服や体操服の購入など、保護者の大きな負担になっている事が想像できる。例えば、類似の物であれば、量販店等で販売している一般のものでも構わないなど、極力指定品を減らすことはできないか。また、業者選定では、競争性と透明性の確保を担保して欲しい。所見を伺う。

【答弁】

本年4月に実施した全国学力・学習状況調査では、児童生徒に対して、授業でICT機器を活用した頻度を問う質問の回答が、「ほぼ毎日」が2割弱、「週3回以上」が3割という結果だった。学校間での使用頻度の差異はあるが、令和3年度と比較して、その数値は高まっている。また、区内の9割の学校が、「ICT機器の活用の際には教員をサポートできる体制がある」と答えており、教員に過度の負担を強いているとは認識していない。

全ての学校において、授業における効果的なタブレットの活用が、より一層進むよう、ICT活用推進リーダーを育成する研修の実施や4月に各校に配布した「教育ICT実践事例集」の活用により、教員全体のICT活用能力の向上に取り組んでいる。先月には、ICT活用をテーマに全校長を対象とした研修を実施し、区の現状や課題について認識の共有を図り、

各校での取組を強化するよう促した。また、教員用タブレットも配備した。今後も、ICTを効果的に活用し、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな教育活動を推進していく。

学校で共有とするには衛生上の課題があるリコーダーや家庭学習に必要な資料集などは個人負担としている。一方、使用期間が短く、頻度が低いそろばんや算数の授業で使用するおはじき、模型の時計などは、児童生徒の共有物として学校で用意するなど、家庭への負担を軽減するよう努めている。

標準服や体操服などの学校の指定品の選定については、安全性や機能性などを考慮するとともに、保護者等の意見もお聞きして、学校長の権限で判断している。校帽や標準服などは指定品を着用することとしているが、ワイシャツや水着などは、一般のものでも使用を可能としている。また、販売業者については、学校の指定品の取り扱いができる事業者の参入を可能としており、各学校において複数の業者が指定されていることから、競争性と透明性は確保されていると考えている。

学校運営を行っていくうえで、保護者の過度な負担とならないよう、引き続き工夫をしていく。

教育への支援の充実について

【質問】

長引く新型コロナによる経済の悪化や物価高騰は、子育て世帯に貧困と格差を広げ、経済的に困難な家庭が増加している。区独自に学校給食の無償化に踏み切っていただきたいが、区の見解を伺う。

2020年東京地方労働組合評議会が行った、東京で普通に子育てをするためにいくら必要になるかという最低生計費試算調査では、30代夫婦と小学生、幼児の4人世帯で約650万円とのことだが、練馬区の就学援助の対象を収入ベースに置き換えると、同じ4人世帯で年収500万円ということである。就学援助の対象になっていない世帯について、教育費は足りていると考えているのか。区の見解を伺う。また、区として認定基準の引上げ等対象を広げるべきである。いかがか。

生活保護の教育扶助にはクラブ活動費等の準要保護世帯への拡充も求めてきたが、区は就学援助の費目に加えることに後ろ向きである。子供が経済的事情を心配せずに部活動に参加できるよう支援が必要である。区としてどう支援するのか、そのためにまず実態調査を行うべきと考えるが、2点伺う。

入学準備費の前倒し支給のように、就学援助のその他の援助項目についても同様に、前もって支給するもしくは徴収しなくて済む方法とするなど、保護者に負担のないようにしていただきたい。区の見解を伺う。

【答弁】

学校給食費は、学校給食法の規定に基づき、食材料費のみをご負担いただいている。現在実施している学校給食への食材料費補助の延長について検討している。なお、区で独自に無償化を行う考えはない。

就学援助制度は、経済的理由により義務教育を受けることが困難な児童生徒の保護者に対し、区が学校給食費のほか学用品の購入費等に係る費用の一部を援助することによって義務教育の機会均等を図ることを目的としている。就学援助の認定基準は、練馬区も含め12区が生活保護基準の1.2倍としている。現行水準は妥当なものと認識しており、認定基準を変更する考えはない。ご質問の最低生計費試算調査については、区として承知していないため、お答えすることができない。

授業の一環として実施している小学校のクラブ活動については、保護者負担が実費程度であるため、対象費目の算定根拠とはしていないが、中学校の部活動については、算定根拠として算入し、学校行事費として支給している。現段階で、実態調査を行う考えはない。

就学援助費の支給については、保護者負担軽減のため、希望により、学校長の口座に直接振り込むことも行っている。

学校給食について1

【質問】

給食費の負担軽減は9月までの時限措置のため、引き続き継続し保護者の負担がないよう対応していただきたいと思うが、区の所見を伺う。

【答弁】

学校給食の食材費補助については、物価上昇が続いている状況を踏まえ、来年3月まで延長することを検討している。本定例会に提案する補正予算に計上する準備を進めている。

学校給食について2

【質問】

10月以降も学校給食費の補助を延長することだが、物価の上昇は長期化することも考えられる。来年度以降の学校給食費のあり方について、考えを伺う。

今年度後半も給食費の補助を継続することについて、既に学校現場とは話し合っているのか、状況を伺う。

区は2019年度から学校徴収金管理システムを導入しているが、学校徴収金管理システムの最近の運用状況を伺う。また、この取組により学校徴収金の徴収・支払いがシステム化されたが、学校の事務負担は依然として残っているのではないか。各学校の事務負担について、どう捉えているか、見解を伺う。

国は学校給食費の公会計化を進めるよう自治体に求めており、23区では世田谷区が実施している。公会計化を進める場合に、区としてはどのような課題があると考えているのか、また、公会計化を進めることについて、現在の見解を伺う。

【答弁】

学校給食法の規定に基づき、食材料費を保護者にご負担いただく考えに変わりはない。今年度の学校給食への食材費補助については、物価上昇が続いている状況を踏まえ、来年3月まで延長することを検討している。本定例会に提案する補正予算に計上する準備を進めている。

補助を継続する考えは、各学校に伝えており、補正予算成立後、速やかに学校への配当を行う。来年度の給食費は、今後の物価動向を更に見定めた上で検討する考えである。

区では、平成31年4月に「学校徴収金管理システム」を導入した。これにより、従来、手作業で行っていた給食費と教材費等の保護者からの集金や事業者等への支払いをパソコン操作で行えるようになったことに加え、複数の管理帳票も簡単に作成できるようになった。さらに、膨大な量になる新入生の口座振替依頼書のデータ入力の特約化などにより大幅な事務の効率化と迅速化が図られた。

国が示している学校給食費公会計化は学校教職員の負担軽減を大きな目的としている。

システムの導入により、教職員の負担軽減に大きく寄与していると認識しているため、公会計化をする考えはない。

学校の安全対策について

【質問】

熱中症の危険性がある箇所として、プールサイドが挙げられるが、区内の小中学校のうち、プールサイドに屋根などの日除けが設置されている状況を伺う。子供たちを熱中症から守るための取組を進めて頂きたいと要望するが、いかがか。

児童生徒を犯罪被害から守るため、学校内の防犯カメラの増設を要望する。併せて、物理的に外部からの進入を防ぐ認証装置などの防犯設備を確実に配備し、子供たちの安全をしっかりと守っていくべきと考える。区の所見を伺う。

【答弁】

区立小中学校のプールは、ほとんどが屋外に設置されており、水泳の授業中の熱中症対策は重要な課題と認識している。教育委員会では、熱中症予防のため、改築校のプールサイドには日除けとなる庇を設置している。既存校については、遮光ネット等を活用して日陰を作るなどの対策を行っている学校もある。引き続き、他自治体の取組を参考に、安全に水泳の授業が受けられる環境を整備していく。

区立小中学校の敷地内の防犯カメラは、現在383台が稼働している。改築校における設置箇所および台数については、校門を中心に、各学校の校舎等の配置や児童・生徒の動線の状況により、決定している。既存校についても、校門のほか、学校の要望に基づき、死角になる場所等に防犯カメラの設置を進めてきた。今後も各学校の実情に応じ、設置に取り組んでいく。

教育委員会では、登下校時以外は、原則として校門等を閉鎖することにより侵入抑止の対策を図っている。電気錠は改築校に設置を進めており、既存校についても、各学校の状況に基づき設置の拡大を図っている。

学校における障害理解への取組について

【質問】

学校教育の中で障害のある人のことを学ぶ機会を作ることは、通常学級に通う障害のある子に対する合理的配慮を進めるためにも重要である。障害のある人とのコミュニケーション方法や配慮の仕方を教育の中でどのように取り扱うのが有効か、福祉やユニバーサルデザインのノウハウを教育現場に活かすことができるよう、指針を示すなど進める必要があると考えるが、区の見解を伺う。

【答弁】

区立小中学校における障害理解を深める取組については、練馬区教育・子育て大綱の重点施策に掲げている。

都教育委員会の人権教育プログラムを参考に、小中学校の総合的な学習の時間等において、特別支援学校の児童生徒との交流や、アイマスクや車椅子などを活用した障害疑似体験を行っている。また、小学校の国語や道徳では、点字ブロックや信号機の音声案内を題材とした学習を通して、視覚・聴覚障害者への理解を深めるとともに、中学校の国語や社会では、障害がある方の社会参画や共生社会を題材とし、互いに認め、尊重し合う社会について考える活動を行っている。

区立小中学校に送付した、練馬区障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及に関する条例のリーフレットについても、授業等において活用していく。

こうした取組を着実に進め、障害のある方とのコミュニケーションを図ることをはじめ、障害特性を踏まえた配慮を習得するよう指導の充実を図っていく。

ヤングケアラーについて

【質問】

今年度、区立小中学校の教職員や児童生徒、民生・児童委員などを対象に実態調査を実施した。区ではどのように実態調査後の分析をされるのか伺う。

また、今後新たな当事者の把握はどのように実施していくのか、所見を伺う。

ヤングケアラーのいる家庭への支援は多岐にわたる支援が多く、どこの部署が主体となって調整を行うのかなど明確にしておく必要がある。ケアラー本人が何を求めているのかを把握し、適切な家族支援へとつなぐことが重要である。現在、学校をはじめとする関係機関の職員に対し、理解を深める研修を実施している。教育現場で把握した際、その後の教員の対応や生徒が相談できる窓口をわかりやすく周知することは大切である。

また、外部団体等が作成しているヤングケアラー支援マニュアル等を参考に、ケアラー

当事者とその家族のケアを把握できる家族関係図から社会支援関係図を作成し、社会資源の可視化のためヤングケアラーケアカルテ等を作成されてはどうか。併せて、所見を伺う。

【答弁】

区では、今年6月から7月に、区立小中学校の児童生徒などを対象にヤングケアラーに係る実態調査を実施した。小学6年生および中学2年生全員に実施した「家庭・生活状況調査」では、睡眠や学習、自由に過ごせる時間などの生活状況とともに、家族の世話をしているかやその内容、負担感などを聞いている。現在、調査結果をもとに、家族の世話の負担による生活への影響などを、学識経験者の助言を踏まえ多角的に分析している。

また、学校が全児童生徒を対象に年3回行っている「ふれあい調査アンケート」の項目に、「家事や家族の世話などを行うことで、勉強や遊びの時間をつくるのが難しい」という質問を加え、該当する児童生徒への面談等を通じて当事者の把握に努めている。

ヤングケアラーを発見し、必要な支援につなげるには、周囲の大人が早期に子供の変化に気付くことが重要である。そのため、子供に一番身近な教職員を対象に、ヤングケアラーを理解し、早期に発見するためのスキル向上研修を8月に実施した。また、児童館職員や介護事業者など、子育てや福祉に関わる職員への研修も実施した。今後、子供や家族の抱えている様々な悩みに応じられる相談窓口を紹介する職員向けリーフレットを作成する。ヤングケアラーの支援にあたっては、本人や家族の置かれている現状を把握し、関係機関が共通認識のもと、適切に役割分担し、連携して対応することが必要である。家族の状況や子供が世話している実態、子供本人の認識や意向等を関係機関で共有するための（仮称）ヤングケアラーカルテ等の作成を含め、実効性のある仕組みづくりに取り組んでいく。

若年層のひきこもり支援について

【質問】

生まれてから成人するまでの間に、いじめや不登校、ひきこもりにつながる可能性があるタイミングは数多くある。保育や教育の現場に携わる職員が子供と保護者にとって一番身近な相談窓口となり、専門機関や行政につなげ、一定のフォローを続けていくことで、若年層のひきこもりを防ぐことが必要であると考えられるが、いかがか。

【答弁】

教育委員会では、教員や保育園・学童クラブなどの現場職員向けの研修を実施している。学校では、遅刻や欠席が重なるなど気になる子供への支援方法について、教員間で共通理解を図り、面談や家庭訪問を行うなど、一人ひとりに応じたきめ細かい対応に努めている。

支援が必要となる子供や家庭を早期に発見し、適切な支援につなぐため、保育園や児童館、学校、スクールソーシャルワーカー、主任児童委員等、日々子供や家庭に接する機関や関係者と、2か月に一度、要保護児童対策地域協議会の地域ネットワーク会議を開催している。各機関が子供や家庭の情報を適宜共有し、事例検討を通じて対応力向上を図っている。さらに、子ども家庭支援センターの相談員が、保育所、認可外保育施設、幼稚園、小中学校、学童クラブ等約580か所を巡回し、情報提供や助言を行い、支援につなげている。今後も、福祉や保健部門などとの連携の強化に努めていく。

貫井図書館の整備について

【質問】

貫井図書館について、区の示すコンセプトにはバリアフリーの対応やカフェの設置などが示されている。物理的に開架数と蔵書数が減少せざるを得なくなるのではと危惧している。また、カフェは湿気など資料の劣化を招くリスクを増やす。充実する内容や、開架数や蔵書はどうか、湿気などの対策はどうするのかなど、明確に答えていただきたい。

コンセプトで美術分野に関するレファレンスの充実とあるが、専門性がある人材が必要になる。どのように充実しようと考えているのか、伺う。

大規模改修が必要とはいえ築37年のまだ使える施設を壊し、多額の費用をかけ建て替えるのであれば、その費用を本来の図書館の設置目的を実現するため、区直営に戻し、職員の働く環境を改善することに充てるべきであるが、所見を伺う。

【答弁】

貫井図書館は、併設の美術館と融合する図書館として、再整備する考えである。子供たちが絵本などを楽しむこどもコーナーや、青少年が読書に親しむきっかけづくりができる青少年コーナーをさらに充実させ、自由にお絵描きや工作ができるなど、アートの要素を追加したブック・アート・キッズスペースや、グループ学習ができるスペースの設置を検討している。所蔵資料数および開架資料数は現状と同程度とする。また、所蔵資料の保管にあたっては、湿度の管理について建物の空調の設計の中で検討していく。

美術分野に関するレファレンスについては、現在も実施している美術分野の知識を有する人材の配置に加え、美術館が保有する図録などの資料が閲覧できるよう管理するとともに、美術館の学芸員とも連携し企画展にちなんだ資料を案内するなど、充実を図っていく。

館の運営には指定管理者制度により、民間の能力を最大限活用しながら、図書館サービスの向上を目指していく。

高校生等医療費助成について1

【質問】

都は現行の子ども医療費助成に関して、来年4月から対象を高校生年齢まで拡充することを決定している。区として、子ども医療費助成の意義をどのように捉えているか、また所得制限により都助成の対象外となる家庭に対し、区独自でカバーをする狙いや意義について、伺う。

児童手当法施行令の一部が改正され、児童手当については本年10月から所得制限を超える家庭への支給が廃止されることとなっており、その取扱いに対して多くの声が寄せられている。今回の改正により、児童手当の給付が廃止される対象は何世帯何名になるか、児童手当の全体像と併せて伺う。また、区にどのような声が寄せられているか伺う。

少子高齢化が国の存亡にかかわる危機となっている今、我が国の将来を担う子供たちに対し、限りある予算を重点的に割くことは、未来に対する投資であり、親の所得に関わらず、全ての子供を対象としていくべきと考える。他の自治体をリードし、子育てしやすい環境づくりに取り組んできた練馬区だからこそ、「少子化対策としての子育て支援策の拡充」を、区長会等を通じて国や都に求めることを検討頂きたいと思うが、区の所見を伺う。

【答弁】

本助成事業は、保護者の負担を軽減することにより、子供の健やかな育成に寄与し、児童福祉の増進を図ることを目的としている。

高校生等医療費助成事業については、都から、年齢的に接続する義務教育就学児の医療費助成を参考とし、児童手当の所得制限に準拠して実施するとの提案があった。これに対し区は、特別区長会のアンケートに、「児童手当の対象ではない高校生等への助成制度において、同手当に準拠する仕組みとすることは合理性に欠ける」「共働き世帯が過半を占める中で児童を養育している者の年収に着目する児童手当の基準を根拠とすることに対して、子育て世帯間の不公平感が高まる懸念がある」と回答している。特別区長会は各区の意見を踏まえ、「子育て支援の観点から、これまで特別区が実施してきた子どもの医療費助成事業と同様、都の提案の枠組みを超えて、所得制限なしで実施する」「超過する部分の財源については、都との4年目以降の財源等の協議が整うまでの間、各区が自主財源で負担して実施する」と整理したところである。

本年8月現在、児童手当の受給対象者は約5万3千世帯、8万3千人であった。そのうち、約7千世帯、1万3千人が今回の改定により10月支給分から対象外となり、支給事由消滅通知書をお送りした。今後、対象外となった方からご意見が寄せられた際には、丁寧に対応していく。

少子化が加速している中、子育て施策は重要な課題であり、所得制限も含め、出産、育児、教育、労働政策など、総合的な観点で国全体で考えていくべきものであると認識している。区は、これまでも国に対し、特別区長会等を通じて子育て支援策の充実を要望してきた。今後も必要に応じて、更なる充実を要望していく。

高校生等医療費助成について2

【質問】

高校生等医療費助成事業について周知を図るとともに、対象者に対して、速やかに通知するよう要望する。また、令和8年度以降も都からの補助を働きかけるよう要望する。併せて、区の所見を伺う。

【答弁】

区では来年4月から円滑に事業を開始できるよう、区民には区報・ホームページ等で、医療機関には医師会等を通じて周知していく。来年2月頃には新たに対象になると思われる方にご案内を、3月頃には対象者全員に新たな医療証をお送りする予定である。都からの補助については、特別区長会等を通じて、令和8年度以降の継続を要望していく考えである。

高校生等医療費助成について3

【質問】

都は令和5年度より高校生等医療費助成事業を導入していくことになった。しかし、助成に対して所得制限がかけられていることについて、問題があると考えます。

本制度導入にあたり都とこれまで所得制限に対して、どのように協議し、区としてどのような所見を持っているのか。また、所得制限超過者の助成については、他区の動向をどのように把握しているのか、併せて伺う。

将来的には所得制限超過に対する財政措置を都に求めるべきと考えますが、所見を伺う。

子育て環境における所得制限については、練馬区議会では第2回定例会において、全会派一致で「子育て支援を求める意見書」を可決し、子育て支援策に対する所得制限の撤廃や多子世帯に対する支援の拡充を国に対して強く求めた。区としてもできる限り、子育てに関わる所得制限の撤廃に対して取り組んでいく必要があると考えますが、区の所見を伺う。

【答弁】

所得制限については、都から、年齢的に接続する義務教育就学児の医療費助成を参考とし、児童手当の所得制限に準拠して実施するとの提案があった。これに対し区は、特別区長会のアンケートに、「児童手当の対象ではない高校生等への助成制度において、同手当てに準拠する仕組みとすることは合理性に欠ける」「共働き世帯が過半を占める中で児童を養育している者の年収に着目する児童手当の基準を根拠とすることに対して、子育て世帯間の不公平感が高まる懸念がある」と回答している。特別区長会は各区の意見を踏まえ、「子育て支援の観点から、これまで特別区が実施してきた子ども医療費助成事業と同様、都の提案の枠組みを超えて、所得制限なしで実施する」「超過する部分の財源については、都との4年目以降の財源等の協議が整うまでの間、各区が自主財源で負担をして実施する」と整理したところである。

令和8年度以降の財源負担については、特別区長会として都に要望していく考えである。

少子化が加速している中、子育て施策は重要な課題であり、所得制限も含め、出産、育児、教育、労働政策など、総合的な観点で国全体で考えていくべきものであると認識している。区は、家庭で子育てがしたい、子供を保育園や幼稚園に預けて働きたい等、各家庭が子育てのかたちを選択できる社会の実現を目指して、子育て施策を実施してきた。今後も、国や都の動向を注視しつつ、子育て支援サービスの充実に取り組んでいく。

子育て施策について1

【質問】

わが国では、長引くコロナ禍の影響も加わり、少子化が更に深刻化しているが、区内出生率への影響について伺う。

政府が示している2023年度からのモデル事業として、保育所の空き定員を活用した未就園児対象の定期預かりへの取組を要望する。区の現状と今後の取組に対する考えを伺う。

区で実施している病児・病後児保育の利用実績が減少していると聞かすが、現状を伺う。また、流行性の疾患が流行すると病児・病後児保育施設への申し込みが集中し、キャンセル待ち等で実際は預けるのが困難な状況にある。病児・病後児保育が更に利用しやすくなるように、関係機関および利用者への支援に取り組むことを要望するが所見を伺う。

おむつのサブスクリプションについて、早期に全園で実施することを要望するが、どのように取り組むのか伺う。また、今後は寝具のカバー作成や洗濯等、少しでも保護者の負担が軽減されるように検討を要望するが所見を伺う。

【答弁】

区の合計特殊出生率は、平成27年の1.24をピークに低下傾向にあり、令和元年は1.12、令和2年は1.09だった。出生数は令和2年が5,515人、令和3年は5,341人で、年々減少している。今後の出生数等の推移を注視していく。

国は、保育所・保育士の子育て支援のノウハウを活かし、地域で子育て支援を実施するなど保育所の多機能化を進める観点から、令和5年度概算要求において、保育所の空き定員等を活用した未就園児定期預かりに関するモデル事業に取り組む考えを示した。今後、国の動向を注視していく。

病児・病後児保育の利用人数は、令和元年度は8,046人だったが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度は2,348人と大幅に減少した。令和3年度は6,813人の利用があり、概ねコロナ前の水準まで回復しつつある。

区では、医師巡回加算や保育士確保加算などを区独自に上乘せし、運営費を拡充するとともに、本年2月からは、国による保育士等の処遇改善について、区独自の支援を行っている。また、保護者の利便性を向上するため、キャンセル待ちの方がスムーズに利用できるよう、令和2年度までに全8施設に予約管理システムを導入した。引き続き、保護者の利便性の向上に努めていく。

紙おむつの定額利用サービスは、保護者が事業者と直接契約し、月額2,000円から3,000円程度で、事業者から園に配送される紙おむつなどを利用できるものである。紙おむつに1枚ずつ名前を書いて園に持参するなど保護者の手間や負担が大きく減るメリットがあることから、区立園で、年内の試行に向けて関係者間で調整を進めている。

試行後に、保護者や職員へのアンケート等を行い、課題等を整理のうえ、本格実施につなげていく考えである。引き続き、保護者の負担軽減について検討していく。

子育て施策について2

【質問】

保育サービスを利用していない1歳または2歳の子供がいる家庭を対象に、ロボット掃除機や食洗器など時短・スマート家電の購入支援を行う自治体に対して、東京都が補助事業を実施している。実施を要望するが、現在の実施に向けた区の検討状況を伺う。

保育施設で利用できる、月額定額で使い放題となる紙おむつのサブスクリプションサービスについて、今年度、区でも試験的に導入される予定だが、現在の検討状況を伺う。

【答弁】

東京都では、コロナ禍で平時に比べて家事育児ヘルパー等対面型サービスの利用が困難なため、その補完として、保育サービスを利用していない、1歳または2歳の在宅子育て家庭を対象に令和4年度限定で、食洗器やロボット掃除機等、家事支援用品の購入支援を

実施する自治体に対して補助事業を行うこととしている。区としては、この補助事業による在宅子育て家庭への支援を現在検討しているところである。

紙おむつの定額利用サービスは、保護者が事業者と直接契約し、月額2,000円から3,000円程度で、事業者から園に配送される紙おむつなどを利用できるものである。紙おむつに1枚ずつ名前を書いて園に持参するなど保護者の手間や負担が大きく減るメリットがあることから、区立園で、年内の試行に向けて関係者間で調整を進めている。

試行後に、保護者や職員へのアンケート等を行い、課題等を整理のうえ、本格実施につなげていく考えである。引き続き、保護者の負担軽減について検討していく。

子育て施策について3

【質問】

待機児童ゼロを達成した今後の保育施設整備に関して、計画を伺う。

区として、職員が研修に参加しやすい体制づくり、研修に参加できる機会保障をさらに進めてほしい。また、他の保育園の保育士同士が、様々な情報交換など交流できる機会を創出してほしい。併せて区の所見を伺う。

父親の育児参加の社会的関心が高まってきた一方で、母親に比べるとまだまだ公的支援が不足していると思われる。父親独自の特性やニーズに合った情報提供、ロールモデルの提示が父親支援には必要であると思う。父親支援についてプライオリティを高めていくことが、父親自身の支援につながり、母親、子供の支援につながると思うが、所見を伺う。

【答弁】

待機児童ゼロを継続するため、来年4月に向けて私立認可保育所9園を新設し、定員を410人増加させるとともに、練馬こども園1園を認定し、保育定員の拡大に取り組む。

今後の保育所の整備については、昨年度実施した練馬区子ども・子育て支援事業計画の中間見直しに向けたニーズ調査結果に加え、出生数や年齢別人口、令和5年4月の入園選考から実施する2歳児までの保育施設を修了した3歳児の優先選考の状況等、保育を取り巻く環境の変化を十分に見極めて判断する必要があると考えている。引き続き、検討していく。

区では令和2年度に保育課内に専管係を設置し、乳児保育や障害児保育、安全・危機管理など7つの分野を練馬区保育所等職員研修計画にまとめ、すべての区内保育施設を対象に、専門知識の習得やレベルアップを図る研修を実施している。

令和3年度は、概ね8割の保育施設から延2,869人の職員が参加した。午前中の繁忙時間を避けた午後の開催、zoomを用いたオンライン研修、短時間でいつでも繰り返し学べる動画研修など、工夫を凝らしている。今後も、保育施設の職員の声を踏まえ、対応していく。

他の保育園の保育士同士の交流は、コロナ禍でもあるため、慎重に検討する必要があると考えている。

第5次男女共同参画計画において、「家庭生活における男女の協働」を施策の一つとして位置づけ、「男性の家事・育児等への平均従事時間」の増加を指標として設定し、男性への啓発に取り組んでいる。

昨年度、父親の育児への参加を促すため、母親を対象としていた「母親学級」と「パパとママの準備教室」を統合し、「赤ちゃん準備教室」とした。これに伴い、父親の参加が増えている。また、父親が育児や家事について学ぶ機会を提供し、子供や父親の交流が図れるよう子ども家庭支援センターでは、「先輩パパとの座談会」や「パパの子育て交流会」など父親を対象とした事業を実施している。今後も、様々な機会を捉え、父親の育児参加を促進していく。

保育所・学校のコロナ対応について

【質問】

保育や介護、医療などのケア労働や教育現場での慢性的な人手不足と密になりやすい環境が放置されている。保育では、未だに狭い場所に子供たちを押し込め、看護師の全園への配置も現場から求められているが、実現していない。学校では、人員不足によって校外授業の際に実施される新型コロナの抗原検査さえ敬遠する状況が生まれている。人員体制の強化や最低基準の引き上げを区独自でも行うべきであるが、いかがか。

保育施設で定期的なPCR検査は行われてきたが、検査を増やしたくても、都や区からは規定の数しか配分されておらず、十分検査ができない。保育現場でも、クラスターが発生した場合に、そのクラス全員をPCR検査することはできないと言う。非常時に迅速に対応できるよう、PCRや抗原検査キットの配布数を増やし、クラスターが発生した場合にクラス全員がPCR検査を実施できるようにすべきと考えるが、いかがか。

【答弁】

保育所では、保育士等の上乗せ配置を行っており、認可保育所の92.3%にあたる181所で看護師を配置している。また、学校の教員数は法により決められている。区は独自に学校生活支援員や副校長補佐など様々なスタッフを配置している。感染防止を目的に行っている抗原検査を教員が敬遠することはない。

なお、保育所は、国基準に基づき必要な面積を確保しており、「狭い場所に子供たちを押し込めている」との指摘はあたらない。

区では現在、東京都集中的検査を活用し、園の職員が週2回、定期的に抗原検査を行っている。また、園内で感染者が発生した場合、園の求めに応じて必要な抗原検査キットを配布し、感染拡大防止に努めている。

保育所でクラスターが発生した場合は、国や都の通知に基づき、保健所の判断により必要に応じて積極的疫学調査を実施し、PCR検査や抗原検査を行っている。クラス全員一律にPCR検査を行う考えはない。

子供の相談窓口について

【質問】

子供の相談窓口のわかりやすさや、相談しやすいホームページ作成について、子供の視点で考えているのか、区の所見を伺う。

特に新学期が始まって子供の心が不安定になる時期でもあり、子供の不安や悩みを受け止める体制が必要である。ホームページをはじめ、あらゆるツールを子供たちにわかりやすく、相談しやすい窓口へと見直し、改善をするべきだが、区の考えを伺う。

【答弁】

相談窓口の周知は、児童生徒一人ひとりに直接行うことが重要である。相談先は、全児童生徒に毎年配布する「子ども相談カード」や「青少年育成活動方針」、各学期の初め、長期休業前、夏休み明け直後に配布する国や都、NPO法人などを含む様々な相談窓口を記載した「リーフレット」などにより伝えている。

さらに、全児童生徒に配布したタブレットには、誰にも知られずに相談ができる「子ども相談メール」や相談先が一覧となっている「TOKYOほっとメッセージチャンネル」を登録する等、子供達が身近にアクセスしやすいコンテンツを用意し、対応している。

悩みの内容に応じて区では、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、教員や児童館職員など、専門性を有するスタッフが子供たちの話を丁寧に聞き取り、悩みを受け止めながら、子供の最善の利益となるよう相談に応じている。子ども家庭支援センターでは、重篤なケースや緊急性の高いケースについて、夜間、日曜・祝休日に児童相談所虐待対応ダイヤル等で受けた相談を含め、児童相談所や警察など関係機関と連携して適切に対応している。今後も相談体制の充実とより効果的な周知に取り組んでいく。

練馬子ども議会について

【質問】

練馬子ども議会に参加する生徒は、推薦を基本としており公募などがないが、幅広い生徒に周知し、子ども議会の存在だけでも知り得る事は大切な事ではないか。また、議論の成果を実際に区政に反映できるような工夫は必要ではないか。子ども議会の運営の見直し、開催方法の検討を進める事はできないか。より良い「子ども議会」のために、是非とも取組みを進めていただきたいと要望するが、区の所見を伺う。

【答弁】

子ども議会は、中学生が日頃疑問に思っていることや要望を政策として区に提言し、区政に反映する機会とするとともに、中学生が区政や区議会の仕組みを学習することを通じて、区政への関心を高めることを目的に実施している。

子ども議員は区内各地域から広く参加いただきたいと考えている。中学生の夏季休業中は、部活動を始め、イングリッシュキャンプやコロナ禍により中止している海外派遣など様々なカリキュラムが組まれていることや、子ども議員が7月から学習会を行うこと等を考慮して、参加できる生徒を学校に推薦して頂いている。

政策提言は、子ども議員が単に区へ意見を述べるのではなく、事前学習や地域調査を行い、グループ討議を行うプロセスで作られている。また、子ども議会後には、報告書を発行している。提案を受けた主管課は、真摯に受け止め検討しており、令和元年には、学校の蛇口や電灯のスイッチ等に節約節電シールを貼る提案が実現している。

コロナ禍以前は、中学校では夏季休業明けに、海外派遣等の事業と一緒に多くの生徒に報告されていたと聞いている。今後も校長会と連携し、子ども議会の取組を、引き続き全校に広く啓発していく。

令和 4 年 10 月 7 日
教育振興部教育総務課

令和 5 年度学校用務業務民間委託について

1 新規委託予定校（4 校）

| | 小 学 校 |
|---|-----------|
| 1 | 北町西小学校 |
| 2 | 光が丘夏の雲小学校 |
| 3 | 石神井台小学校 |
| 4 | 南田中小学校 |

2 委託開始予定日

令和 5 年 4 月 1 日

3 委託実績

| | 令和 4 年 4 月 1 日現在 | 令和 5 年 4 月 1 日（予定） |
|-----|------------------|--------------------|
| 小学校 | 5 0 校 | 5 4 校 |
| 中学校 | 3 3 校 | 3 3 校 |
| 合 計 | 8 3 校 | 8 7 校 |

令和 4 年 10 月 7 日
教育振興部保健給食課

令和 5 年度学校給食調理業務民間委託について

1 新規委託予定校（3校）

| | 小 学 校 |
|---|-------|
| 1 | 田柄小学校 |
| 2 | 高松小学校 |
| 3 | 橋戸小学校 |

2 委託開始予定日

令和 5 年 4 月 1 日

3 委託実績

| | 令和 4 年 4 月 1 日現在 | 令和 5 年 4 月 1 日（予定） |
|-----|------------------|--------------------|
| 小学校 | 5 6 校 | 5 9 校 |
| 中学校 | 3 3 校 | 3 3 校 |
| 合 計 | 8 9 校 | 9 2 校 |

令和 4 年 10 月 7 日
こども家庭部保育計画調整課

練馬区立保育所運營業務委託事業者の決定について

練馬区立保育園の運營業務を委託する事業者を以下のとおり決定したので報告する。

1 委託事業者

(1) 高松保育園

団体名：社会福祉法人みわの会

所在地：東京都江東区豊洲二丁目 5 番 3-101 号

(2) 下石神井第三保育園

団体名：社会福祉法人国立保育会

所在地：東京都国立市北二丁目 30 番の 1

(3) 豊玉第二保育園

団体名：社会福祉法人のゆり会

所在地：東京都葛飾区高砂五丁目 48 番 4 号

(4) 北町保育園

団体名：社会福祉法人陽光会

所在地：東京都板橋区大谷口上町 23 番 1 号

(5) 光が丘第四保育園

団体名：社会福祉法人人間福祉会

所在地：埼玉県入間市大字中神 853 番地 1

(6) 平和台保育園

団体名：株式会社小学館集英社プロダクション

所在地：東京都千代田区神田神保町二丁目 30 番地

2 契約方法

プロポーザル方式による随意契約

3 委託期間

(1) 高松保育園および下石神井第三保育園（新規園）

ア 運營業務委託

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

イ 準備委託

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

[ここに入力]

- (2) 豊玉第二保育園、北町保育園および光が丘第四保育園（再公募園）

令和5年4月1日から令和10年3月31日

- (3) 平和台保育園（再公募園）

令和6年4月1日から令和11年3月31日

4 選定経過

令和4年3月23日 第1回選定委員会（選定方針、審査基準等決定）

4月14日 新規園の委託事業者募集開始

4月22日～27日

第2回選定委員会（園見学）

4月28日 再公募園の委託事業者募集開始

5月19日 新規園の応募書類提出期限（応募事業者数：高松12者、下石神井第三11者）

6月1日 再公募園の応募書類提出期限（応募事業者数：豊玉第二2者、北町3者、光が丘第四2者、平和台2者）

7月4日 第3回選定委員会（現地調査報告等）

7月24日・31日・8月20日

第4回選定委員会（事業者プレゼンテーションおよび園長候補者等ヒアリング）

7月29日～8月18日

第5回選定委員会（応募事業者運営園視察）

8月23日 第6回選定委員会（委託事業者候補決定）

9月7日 委託事業者決定

【参考】今後の保育園の運営業務委託計画

| 目標 | 園名 | |
|------------|-------|---------|
| 令和5年度業務委託 | 氷川台第二 | 東大泉 |
| 令和6年度業務委託 | 高松 | 下石神井第三 |
| 令和7年度業務委託 | 旭町 | 南田中 |
| 令和8年度業務委託 | 貫井 | 上石神井 |
| 令和9年度業務委託 | 春日町 | 富士見台こぶし |
| 令和10年度業務委託 | 豊玉第三 | 光が丘第十一 |
| 令和11年度業務委託 | 光が丘第九 | 大泉学園 |

「練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕令和4年度・5年度」から抜粋